

人事委員会年報

平成 29 年度

新潟市人事委員会

目 次

第1章 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会事務局組織及び所掌事務	3
	(1) 組織	
	(2) 所掌事務	
5	予算	4
6	人事委員会の開催状況	4

第2章 事業概要

1	採用	9
	(1) 採用試験	
	(2) 採用選考	
2	昇任	14
	(1) 昇任試験	
	(2) 昇任選考	
3	職員の給与等に関する報告及び勧告	15
4	条例の制定・改廃に対する意見	21
5	任命権者からの申請・協議に基づく承認等	22
	(1) 任用関係	
	(2) 給与関係	
6	勤務条件に関する措置要求	22
7	不利益処分に関する審査請求	23
8	苦情相談	23
9	職員団体の登録	23
10	管理職員等の範囲	24
11	労働基準監督機関としての職権の行使	27
	(1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況	
	(2) 職権行使の状況	
12	人事委員会規則等の制定・改廃	29

第1章 組織と運営

1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとされています。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成19年1月11日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく新潟市人事委員会設置条例（平成18年新潟市条例第75号）により、人事委員会を設置しました。同年4月1日の政令指定都市移行に伴い、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となりました。

2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

職	氏名	就任日	任期	備考
委員長	兒玉 武雄	H27. 1. 11	H27. 1. 11 ～ H31. 1. 10	
委員	岡田 一久	H25. 1. 11	H29. 1. 11 ～ H33. 1. 10	委員長 職務代理者
委員	大掛 幸子	H19. 1. 11	H26. 1. 11 ～ H30. 1. 10	
委員	梅津 玲子	H30. 1. 11	H30. 1. 11 ～ H34. 1. 10	

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

(1) 行政的権限

ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。

イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。

ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会と市長に意見を申し出ること。

エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。

オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。

カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。

キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。

ク 職員の苦情を処理すること。

ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

(2) 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

(3) 準司法的権限

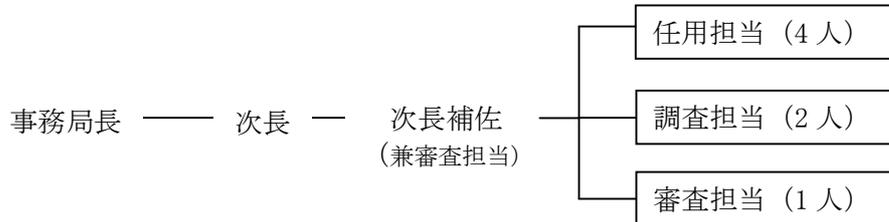
ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。

イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

平成30年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 10人



(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- エ 人事記録の管理に関すること。
- オ 人事に関する統計報告に関すること。
- カ 競争試験，選考その他の任用に関すること。
- キ 退職管理に関すること。
- ク 人事評価，給与，勤務時間その他の勤務条件，研修，厚生福利制度その他職員に関する制度の調査研究に関すること。
- ケ 給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払いの監理に関すること。
- サ 分限及び懲戒に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)
- シ 勤務条件の措置要求に関すること。
- ス 不利益処分についての審査請求に関すること。
- セ 職員の苦情処理に関すること。
- ソ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- タ 管理職員等の範囲に関すること。
- チ 職員団体の登録に関すること。
- ツ 労働基準監督機関の権限行使に関すること。
- テ 公印の管理に関すること。
- ト 文書の收受，発送及び保存に関すること。
- ナ 事務局職員の人事，給与及び服務に関すること。
- ニ 事務局の予算，決算に関すること。

5 予算

平成 29 年度における本委員会の予算は、次のとおりです。

(単位：千円)

科 目	予 算 額
人 事 委 員 会 費	94,188
報酬	4,860
給料	38,626
職員手当等	27,767
共済費	13,360
旅費	1,305
需用費	836
役務費	393
委託料	4,370
使用料及び賃借料	734
負担金補助及び交付金	1,937

6 人事委員会の開催状況

本委員会の平成 29 年度における開催状況は次のとおりです。

回数	開 催 年 月 日	議 案 等
第 1 回 定例会	H29. 4. 7 16:00 開会 16:45 閉会	議案 1 平成 29 年 4 月の組織改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の制定について 2 新潟市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について 3 「教育職員の管理職手当規則の運用について」の廃止について 4 管理職手当の支給区分の決定に係る協議について 5 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案]
第 2 回 定例会	H29. 4. 12 15:00 開会 16:10 閉会	議案 6 平成 29 年度新潟市職員採用試験 (大学卒業程度等) の実施について 7 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案] 報告 1 平成 29 年職種別民間給与実態調査の実施について
第 3 回 定例会	H29. 5. 8 13:30 開会 17:15 閉会	議案 8 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案] 第 1 回口頭審理

第4回 定例会	H29. 5. 29 15:00 開会 16:00 閉会	議案 9 平成 29 年度新潟市任期付職員採用試験（水と土の芸術祭 2018 スタッフ）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 10 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案] 報告 2 平成 29 年 2 月（追加報告）、3 月及び 4 月にかかる職員の分限 及び懲戒処分の状況について その他 1 市労連からの申し入れ概要について
第5回 定例会	H29. 6. 9 15:00 開会 16:00 閉会	議案 11 一般職の任期付職員の採用の承認について 12 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案] 報告 3 平成 29 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の申込み 状況について その他 1 解雇予告除外認定について
第6回 定例会	H29. 6. 20 15:00 開会 15:30 閉会	議案 13 平成 29 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の実施につ いて 14 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案] 報告 4 平成 29 年度職員給与実態調査の実施について 5 平成 29 年 4 月（追加報告）及び 5 月にかかる職員の分限及び懲 戒処分の状況について
第1回 臨時会	H 29. 6. 23 13:30 開会 15:20 閉会	議案 15 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案] 第 2 回口頭審理
第7回 定例会	H 29. 7. 12 16:00 開会 16:50 閉会	議案 16 平成 29 年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 17 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案]
第8回 定例会	H 29. 7. 26 16:00 開会 16:45 閉会	議案 18 平成 29 年度新潟市職員採用試験（獣医師、消防士 B）の最終合 格者の決定及び名簿の確定について 19 平成 29 年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の 実施について 20 平成 29 年度新潟市職員採用選考試験（身体障がい者）の実施に ついて
第9回 定例会	H 29. 8. 4 13:30 開会 16:15 閉会	議案 21 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案] 第 3 回口頭審理
第10回 定例会	H 29. 8. 18 13:30 開会 15:00 閉会	議案 22 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案] 報告 6 平成 29 年人事院勧告等の概要について 7 平成 29 年職員給与実態調査の概要について 8 平成 29 年職種別民間給与実態調査の概要について 9 平成 29 年 6 月及び 7 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況 について

第2回 臨時会	H 29. 8. 28 13:30 開会 15:55 閉会	議案 23 平成 29 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 24 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案] 報告 10 平成 29 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の申込み状況について 協議 1 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 11 回 定例会	H 29. 9. 5 13:30 開会 16:10 閉会	議案 25 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案] 協議 1 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 12 回 定例会	H 29. 9. 13 13:30 開会 16:05 閉会	議案 26 職員の俸給訂正のための承認について 27 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案] 協議 1 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 3 回 臨時会	H 29. 9. 21 13:30 開会 16:25 閉会	議案 28 条件付採用期間の延長について 29 新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正について 30 「復職時における号俸の調整等の運用について」の一部改正について 31 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案] 報告 11 平成 29 年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の申込状況について 12 平成 29 年度新潟市職員採用選考試験（身体障がい者）の申込状況について 協議 1 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 4 回 臨時会	H 29. 9. 27 15:10 開会 16:55 閉会	議案 32 平成 29 年度新潟市任期付職員採用試験（水と土の芸術祭 2018 スタッフ）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 33 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案] 34 事務局職員の人事発令について 報告 13 平成 29 年 8 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議 1 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 13 回 定例会	H 29. 10. 4 15:00 開会 15:35 閉会	議案 35 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案] 協議 1 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 14 回 定例会	H 29. 10. 16 16:40 開会 16:50 閉会	議案 36 平成 29 年職員の給与等に関する報告及び勧告について

第5回 臨時会	H 29. 10. 26 15:00 開会 16:40 閉会	議案 37 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案] 報告 14 平成 29 年 9 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第 15 回 定例会	H 29. 11. 9 14:55 開会 17:00 閉会	議案 38 平成 29 年度新潟市職員採用試験 (高校卒業程度) の最終合格者の決定及び名簿の確定について 39 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案]
第 16 回 定例会	H 29. 11. 16 15:00 開会 17:05 閉会	議案 40 条例案に対する意見について 41 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案] 報告 15 平成 29 年 10 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第 6 回 臨時会	H 29. 11. 29 15:00 開会 17:00 閉会	議案 42 平成 29 年度新潟市職員採用試験 (高校卒業程度等) の最終合格者の決定及び名簿の確定について 43 平成 29 年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の最終合格者の決定及び名簿の確定について 44 平成 29 年度新潟市職員採用試験 (大学卒業程度等・土木 (水道)) の実施について 45 新潟市職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部改正について 46 新潟市職員の平成 26 年改正条例による俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正について 47 「新潟市職員の平成 26 年改正条例による俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について」の一部改正について 48 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 49 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について 50 新潟市職員の平成 29 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則の制定について 51 「新潟市職員の平成 29 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置の運用について」の制定について 52 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案]
第 17 回 定例会	H 29. 12. 13 15:00 開会 16:10 閉会	議案 53 平成 29 年度新潟市職員採用試験 (民間企業等職務経験者等) の最終合格者の決定及び名簿の確定について 54 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案]
第 18 回 定例会	H 29. 12. 25 15:00 開会 15:35 閉会	議案 55 一般職の任期付職員の採用の承認について 56 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案] 裁決
第 19 回 定例会	H 30. 2. 9 15:00 開会 16:10 閉会	議案 57 条例案に対する意見について 報告 16 平成 29 年 11 月及び 12 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について

第20回 定例会	H 30. 2. 21 15:00 開会 15:45 閉会	議案 58 平成30年度新潟市職員採用・選考試験の実施計画について 59 一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について 報告 17 平成29年度新潟市職員採用試験(大学卒業程度等・土木(水道)「特別枠」)の結果報告について
第7回 臨時会	H 30. 2. 28 15:00 開会 15:50 閉会	議案 60 一般職の任期付職員の採用の承認について 報告 18 平成30年1月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について 協議 1 人事委員会規則の一部改正について
第21回 定例会	H 30. 3. 19 15:00 開会 15:50 閉会	議案 61 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部改正について 62 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 63 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について 64 「初任給、昇格、昇給等規則の運用について」の一部改正について 65 「扶養手当の運用について」の一部改正について 協議 1 教育委員会事務局に勤務する教育職員の給与の取扱いについて
第22回 定例会	H 30. 3. 26 15:00 開会 15:55 閉会	議案 66 一般職の任期付職員の採用の承認について 67 新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正について 68 俸給表適用の承認について 69 俸給表の適用を異にして異動する職員の俸給決定のための承認について 70 人事交流採用職員の俸給決定のための承認について 71 事務局職員の人事発令について 報告 19 平成30年1月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について(追加報告)

第2章 事業概要

1 採用

(1) 採用試験

平成29年度に実施した職員採用試験は、次のとおりです。

① 実施日

ア 大学卒業程度

職 種	第1次 試験日	第2次試験日		第3次試験日		最終合格 発表日	
一般行政 A	6月25日 筆記試験	7月 10～12日	個別面接	7月26日 論文試験 適性検査	8月15～19日 個別面接	8月29日	
一般行政 B		7月13日			8月14日 個別面接		
一般行政 (国際・英語)		8月10日	個別面接 適性検査	/			
一般行政 (国際・ロシア語)		(第一次試験合格者なし)			/		
社会福祉		7月14日 論文試験 適性検査	7月31日	個別面接	/		8月29日
精神保健福祉相 談員			8月10日				
土木			8月1日				
土木(水道)			8月9日				
建築			8月3日				
電気			8月4日				
電気(水道)			8月9日				
機械			8月3日				
化学			8月2日				
化学(水道)	8月9日						
農業	8月10日						
心理判定員	8月2日						
学芸員	7月28日	個別面接 適性検査		/			
文化財専門員	7月4日 記述試験 実技試験	8月8日	個別面接 適性検査				

職 種	第1次 試験日	第2次試験日			第3次試験日	最終合格 発表日
消防士A	6月25日 筆記試験 論文試験	7月14日 適性検査 消防適性検査	8月 8,9日	個別面接		8月29日
消防士B	※消防士Bのみ 消防適性検査 6月26日 体力検査 ※消防士Bの み適性検査		7月20日			7月27日
一般行政 (国際・中国語)	10月15日 筆記試験	11月27日 適性検査	11月27日	個別面接		12月14日
土木(水道) <特別枠>	1月14日 筆記試験	2月6日 論文試験 適性検査	2月15日	個別面接		2月22日 (合格者なし)

イ 高校卒業程度

職 種	第1次 試験日	第2次試験日		第3次試験日		最終合格 発表日
一般事務	9月24日 筆記試験 9月25,26日 個別面接	10月13日 作文試験 適性検査	10月25日 個別面接			11月10日
学校事務A		10月11日 個別面接		10月26日 作文試験 適性検査	11月7日 個別面接	11月30日
学校事務B		10月12日 個別面接				
土木	9月24日 筆記試験	10月23日 作文試験 適性検査	11月2日 個別面接			11月10日
土木(水道)		10月13日 作文試験 適性検査	11月6日 個別面接			
電気(水道)						
消防士	9月24日 筆記試験 作文試験 消防適性検査 10月17日 体力検査 適性検査	11月6日 個別面接				

ウ 免許資格職

職 種	第1次試験日		第2次試験日				最終合格 発表日
獣医師			7月18日 個別面接, 適性検査 ※				7月27日
薬剤師(行政)	6月25日	筆記試験	7月14日	論文試験 適性検査	8月2日	個別面接	8月29日
保健師	6月25日				8月7日		
栄養士	9月24日		10月13日		11月14日		
司書			10月16日		11月20日		
保育士A	10月15日		11月4日		10月30, 31日, 11月1日	集団面接	11月30日
保育士B			11月		11, 12日	個別面接	

※獣医師は、第一次試験と第二次試験の区分はありません。

エ 民間企業等職務経験者

職 種	第1次試験日	第2次試験日		第3次試験日		最終合格 発表日
一般行政	10月15日 筆記試験	11月3, 4日		11月23日 論文試験 適性検査	12月2日 個別面接	12月14日
土木		11月4日	11月18日			
土木(水道)		論文試験 適性検査				
司書	9月24日 筆記試験	10月13日 論文試験 適性検査	11月20日	個別面接		11月30日

オ 任期付職員

職 種	第1次試験日	第2次試験日	最終合格 発表日
一般事務 (水と土の芸術祭 2018 一般スタッフ)	4月25日 書類審査	5月22日 個別面接	5月30日
一般事務 (水と土の芸術祭 2018 語学スタッフ)			
一般事務 (水と土の芸術祭 2018 一般スタッフ)	8月30日 書類審査	9月22日 個別面接	9月28日

② 実施状況

区分	職 種	応募者数	受験者数	最 終 合格者数	受験倍率
大学卒業 程度	一般行政 A	408	324	52	6.2
	一般行政 B	159	129	8	16.1
	一般行政(国際・英語)	22	16	1	16.0
	一般行政(国際・ロシア語)	6	5	0	-
	一般行政(国際・中国語)	17	14	1	14.0
	社会福祉	67	50	8	6.3
	精神保健福祉相談員	6	6	1	6.0
	土木	28	19	10	1.9
	土木(水道)	9	3	1	3.0
	土木(水道)<特別枠>	9	7	0	-
	建築	21	17	3	5.7
	電気	12	9	2	4.5
	電気(水道)	4	3	2	1.5
	機械	14	9	3	3.0
	化学	15	10	1	10.0
	化学(水道)	6	4	1	4.0
	農業	11	8	2	4.0
	心理判定員	14	10	2	5.0
	学芸員	40	30	1	30.0
	文化財専門員	7	6	1	6.0
	消防士A	142	127	21	6.0
消防士B	18	17	4	4.3	
高校卒業 程度	一般事務	105	94	11	8.5
	学校事務A	56	46	6	7.7
	学校事務B	133	96	8	12.0
	土木	8	8	5	1.6
	土木(水道)	4	4	3	1.3
	電気(水道)	2	2	1	2.0
	消防士	204	187	10	18.7

区分	職 種	応募者数	受験者数	最 終 合格者数	受験倍率
免 許 資格職	獣医師	8	5	3	1.7
	薬剤師(行政)	5	4	1	4.0
	保健師	38	29	9	3.2
	保育士A	106	96	16	6.0
	保育士B	160	148	19	7.8
	栄養士	34	28	3	9.3
	司書	60	52	1	52.0
民間企業等 職務経験者	一般行政	313	296	5	59.2
	土木	4	3	2	1.5
	土木(水道)	2	2	1	2.0
	司書	67	63	2	31.5
任期付職員	水と土の芸術祭 2018 一般スタッフ (1回目)	24	24	11	2.2
	水と土の芸術祭 2018 語学スタッフ	2	2	1	2.0
	水と土の芸術祭 2018 一般スタッフ (2回目)	8	8	3	2.7
合計		2,378	2,020	246	8.2

(2) 採用選考

ア 平成 29 年度に実施した採用選考は、各任命権者に委任しているもの以外は、次のとおりです。

(ア) 実施日

区分	職 種	第一次試験日	第二次試験日		最終合格 発表日
身 体 障がい者	一般事務	10月22日 筆記試験 10月22,23日 個別面接	11月17日	個別面接	11月30日
	学校事務	10月22日 筆記試験			

(イ) 実施状況

区分	職 種	応募者数	受験者数	最 終 合格者数	受験倍率
身 体 障がい者	一般事務	24	20	2	10.0
	学校事務	5	5	1	5.0

この選考は、競争的選考により実施しています。

イ 任命権者に委任している採用選考は、次のとおりです。

病院事業管理者	事務職	1人
	免許資格職	85人

2 昇任

(1) 昇任試験

平成 29 年度の昇任試験について、各任命権者に委任しているもの以外は該当ありませんでした。

(2) 昇任選考

平成 29 年度の昇任選考について、各任命権者に委任しているもの以外は該当ありませんでした。

3 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会における勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会は、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、市議会及び市長に対して、平成 29 年 10 月 16 日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その内容は、次のとおりです。

報 告 (概 要)

第 1 職員の給与等

1 職員給与の調査

技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「平成 29 年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)、消防職、福祉職、教育職(1)及び教育職(2)の 8 俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は 8,802 人で、平均年齢は 43.3 歳であり、実際に支払われた平均給与月額は、俸給 348,938 円、扶養手当 7,651 円、地域手当 10,902 円、住居手当 4,974 円、管理職手当 5,407 円、その他の手当 2,986 円の合計 380,858 円(昨年 351,743 円)である。

2 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の 436 事業所から層化無作為抽出法(注)により抽出した 99 事業所について、「平成 29 年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。

(注)層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化(グループ分け)し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は 94.9%、調査実人員は 3,956 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第1表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	31.6	12.9	0.0	55.5
課長級	28.2	11.8	0.0	60.0

第2表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施			定期 昇給 停止	定期 昇給 制度 なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	91.9	89.3	20.7	6.9	61.7	2.6	8.1
課長級	84.0	81.2	20.5	3.9	56.8	2.8	16.0

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 給与の状況

(ア) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で33.9% (昨年28.8%)、高校卒で9.4% (同11.0%) となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で197,193円 (同195,435円)、高校卒で159,734円 (同162,060円) となっている。

(イ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額10,935円 (昨年14,225円)、配偶者と子2人にあつては月額21,176円 (同26,906円) となっている。

(ウ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給 (ボーナス) の支給割合は所定内給与月額との4.40月分 (昨年4.29月分) に相当している。

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

ア 比較方法

役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4月分の給与額を精密に比較した。

イ 比較結果

第4表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
356,448円	357,094円	△646円

- (注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。
2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。
3 職員給与には、給与制度の総合的見直しにおける経過措置額を含む。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.30月）は、民間における特別給の支給割合（4.40月）を0.10月分下回っている。

4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して0.5%上昇している。また、同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では196,350円、3人世帯では221,640円、4人世帯では246,970円となっている。

(2) 人事院の勧告等

人事院は本年8月8日、国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。

5 本年の給与の改定

(1) 月例給

本年4月時点で、職員給与が民間給与を646円（△0.18%）上回ることであったことから、民間給与の水準に見合うよう引下げ改定を行うことが適切であると判断した。民間給与との較差（△646円）は、俸給表の引下げ改定により解消を図ることとした。

(2) 特別給

前記3(2)のとおり、民間の年間支給割合が本市の年間支給月数よりも上回っていたことから、0.10月分引上げることとした。

6 その他給与に関する課題

(1) 扶養手当制度の見直し

国が見直しに至る趣旨としている民間及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等について、本市においても国と同様の様相を呈しており、他の地方公共団体の動向等、これらを総合的に勘案し、国の制度を踏まえた扶養手当制度の見直しを行うことが適当であるとする。

(2) 高齢層職員の給与等

高齢層職員の給与水準については、給与制度の総合的見直しにおける経過措置廃止後も民間との給与差が一定程度残ることが想定されることに鑑み、引き続き、世代間の給与配分の適正化を図る観点から、国に準じて昇給・昇格制度の見直しについて、国と同様の措置を講じる必要があると考える。

また、勤務成績に応じた昇給機会の確保については、これまでの給与制度の総合的

見直し等を踏まえた俸給水準の推移、職員の在籍実態等を考慮して、一定の号俸増設を行う。

(3) 再任用職員の給与

人事院においては、民間企業の再雇用者の給与の動向等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討をおこなっていくこととしており、本市においても、人事院における検討状況や他の地方公共団体の動向、民間の支給状況等を注視しながら検討を行う。

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為・有能な人材の確保

高い意欲を持つ受験希望者を確保するため、市内だけでなく市外における広報活動を充実させ、やりがいや業務に関する情報を伝える機会を積極的に増やしていく。また、本市が求める人材に適した受験要件の検討及び受験者の資質等を適切に見極める試験方法について引き続き調査・研究を進めていく。

(2) 人材の育成

将来を見据えた計画的な人材育成という視点に立ち、引き続き職員のキャリア形成の支援と能力に応じた適材適所の配置に努め、本市の市政を担うにふさわしい高い行政能力を持ち、市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

(3) 能力・実績に基づく人事管理

人事評価制度を適正に運用するため、評価者と被評価者との間のコミュニケーションが適切に図られるよう十分な配慮を行うとともに、人事評価を通じ職員の能力の伸長が図られるよう、人材育成への活用に向けた取組を進める必要がある。

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の推進

① 女性職員の登用

管理職に占める女性の割合は年々増加しており、これまでも積極的に女性職員の登用に取り組んできたものと評価できる。引き続き、女性職員の登用に取り組んでいくことを望む。

② 仕事と家庭の両立

職員が公務に能力を十分に発揮するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重要。

男性職員の育児休業及び子育て目的の特別休暇の取得を促進するためには、組織全体で意識啓発に取り組み、男性職員が制度を利用しやすい職場環境の整備に

取り組んでいく必要がある。

(2) 超過勤務の縮減

長時間労働を是正するため、これまで以上に取組を進めることが求められている。超過勤務によるストレスや疲労の蓄積が、職員の心身の健康に与える影響が大きいことを考慮し、恒常的に超過勤務が多い職場については、引き続き、効率的な業務執行体制の構築や業務量に見合った適正な人員配置を行うこと等、その縮減に有効な対策を講じていく必要がある。

また、本市では、教職員の勤務実態を把握し、多忙化の解消に向けた取組を行っているところであるが、今後も実効性のある取組を行っていく必要がある。

(3) メンタルヘルス対策

予防や再発防止に向けた一層の取組を行うとともに、個々のケースに即した対策を組織全体で粘り強く進めていくことが重要である。

3 高齢期の雇用問題

再任用職員を活用するポストの確保が課題であり、再任用職員が増加する中で、若手職員を安定的・計画的に確保し、人事の新陳代謝を図ることが可能となるような人事管理を行っていく必要がある。

高齢期雇用の在り方については、定年の引上げに向けた今後の国の動向を踏まえ、他の地方公共団体の動きにも配慮しながら、引き続き検討していくことが重要である。

4 公務員倫理の確保

これまでも公務員倫理の確保について繰り返し述べてきたところであるが、本年においても悪質な事案が発生するなど憂慮すべき事態である。本年4月より新潟市職員の懲戒処分の方針の運用が開始されたが、方針策定の趣旨を職員に十分に周知し、引き続き組織として業務のチェック体制を強化・徹底するとともに、法令遵守や倫理観の向上を図る研修により、すべての職員にコンプライアンス意識を根付かせ、職員一人ひとりが自信と誇りを持って働くことができるよう取り組んでいく必要がある。

5 臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保

地方公務員法及び地方自治法の改正により、これまでの臨時・非常勤職員にかかる制度運用を抜本的に見直す必要が生じることから、平成32年4月の改正法の施行に向け、適切に準備を進める必要がある。

勸告

次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）、新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）及び新潟市給与条例の一部を改正する条例（平成 26 年新潟市条例第 91 号）を改正することを勧告する。

1 新潟市給与条例の改正

- (1) 俸給表
- (2) 諸手当
- (3) 俸給表の改定に伴う附則第 28 項の規定による俸給の額の改定
- (4) 昇給制度の改正

2 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

- (1) 俸給表
- (2) 期末手当

3 新潟市一般職委の任期付き研究員の採用等に関する条例の改正

- (1) 俸給表
- (2) 期末手当

4 新潟市給与条例の一部を改正する条例（平成 26 年新潟市条例第 91 号）の改正

4 条例の制定・改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は、次のとおりです。

意見申出 年 月 日	条例名	概 要	意 見
H29. 11. 27	新潟市給与条例等の一部改正について	職員の給与等に関する報告及び勧告に従い、職員の俸給表の改定ほか所要の改正を行うもの	職員の給与等に関する報告に基づく改正のため適切な措置と考える。
	新潟市教育職員給与条例の一部改正について	職員の給与等に関する報告及び勧告に従い、扶養手当制度の見直しに係る経過措置の規定を教育職員に準用するもの	
H30. 2. 16	新潟市教育職員の特種勤務手当支給条例の一部改正について	教員の部活動指導に対する勤務の負担軽減を目的とした部活動運営の適正化を進めつつ、職務に応じたメリハリある給与体系の推進のため、また、平成30年1月からの義務教育費国庫負担金に係る部活動指導業務等に係る手当の限度額引上げを踏まえ、特種勤務手当の額を改正するもの	教員の部活指導業務等における負担を考慮し、部活動運営の適正化に向けた取組を進めるためのものであり、適切な措置と考える。 また、部活動指導業務等に係る手当の義務教育費国庫負担金の限度額の見直しを踏まえ、特種勤務手当の額を改定するものであり、異議はない。
	新潟市職員退職手当支給条例等の一部改正について	退職給付に係る支給水準について、国家公務員退職手当法が改正されたことに伴い、国に準じて引下げを行うもの。合わせて、雇用保険法の改正に伴い、所要の改正を行うもの	退職給付における官民格差の解消を図るため、国家公務員退職手当法の改正に準じた取扱いとするものであり、適切な措置と考える。 また、雇用保険法の改正に伴い所要の改正をおこなうものであり、異議はない。
	新潟市教育職員退職手当支給条例の一部改正について	一般職に係る退職手当支給条例が国家公務員退職手当法の改正に準じた見直しを行うため、教育職員についても同様に見直しを行うもの	

5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

平成 29 年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

(1) 任用関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内容	対象	
水道事業管理者	職務に専念する義務の特例に関する承認について (^{えがお} 愛顔つなぐえひめ国体に職員参加)	1 人	承認 H29. 8. 30

(2) 給与関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内容	対象	
教育委員会教育長	新潟市職員の管理職手当に関する規則の適用について	27 人	協議 H29. 4. 7
教育委員会教育長	俸給訂正のための承認について	14 人	承認 H29. 9. 13
市長	俸給表適用の承認について	7 人	承認 H30. 3. 26
市長 教育委員会教育長	俸給表の適用を異にして異動する職員等の俸給決定のための承認について	81 人	承認 H30. 3. 26
市長 教育委員会教育長	人事交流採用職員の俸給決定のための承認について	3 人	承認 H30. 3. 26

6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

平成 29 年度における勤務条件に関する措置の要求は、ありませんでした。

7 不利益処分に関する審査請求

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、審査請求をすることができます。

この審査請求を受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

平成 29 年度における不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成 27 年（不） 第 2 号事案	免職処分取消	H27. 8. 27	H29. 12. 25 棄却

8 苦情相談

平成 29 年度における職員からの苦情相談の概要は次のとおりです。

(単位：人)

任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	いじめ等 関係	その他	計
1	0	0	0	0	0	0	1

9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
新潟市職員組合	新潟市中央区一番堀通町 3 番地 12
新潟市教職員組合	新潟市中央区旭町通 1 番町 86 番地
新潟市教職員労働組合	新潟市北区柳原 6 丁目 3 番 3 号
新潟市立高等学校教職員組合	新潟市中央区川岸町 2 丁目 11 番 4 号 高校会館内

10 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているため、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(平成30年4月1日現在)

機関	職
本庁	議会事務局 局長，次長，課長及び課長補佐
	市長部局 理事，技監，統括政策監，政策監，危機管理監，部長，局長，担当部長，会計管理者，部に置かれる次長，参事，課長，担当課長，課長補佐及び課に置かれる室の室長 地域・魅力創造部の主幹及び市長が特に命じた主査 地域・魅力創造部政策調整課の主幹及び市長が特に命じた主査 地域・魅力創造部の企画・広報監 文化スポーツ部の美術企画監 保健衛生部の医監 経済部の産業政策監 下水道部経営企画課の経理係長 総務部の副参事，主幹及び市長が特に命じた主査 総務部総務課の統計係長及び庁舎管理係長 総務部総務課の庁舎再編担当の主幹及び市長が特に命じた主査 総務部行政経営課の主幹及び市長が特に命じた主査 総務部のICT政策監 総務部人事課の人事並びに服務担当の主幹，主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。) 総務部職員課の安全衛生担当及び福利厚生担当の主幹及び市長が特に命じた主査並びに給与担当の主幹，主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事 財務部の税務監及び副参事 財務部財務課の係長 会計課の主幹及び市長が特に命じた主査 秘書課の秘書担当の主幹，主査，副主査及び主事

	教育委員会事務局	教育長，教育次長，教育政策監，課長，担当課長，課長補佐及び課に置かれる室の室長 教育総務課の総務係長並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事 学校支援課の総括指導主事 学校人事課の総括管理主事及び管理主事並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事 教育職員課の福利係長並びに給与担当の主幹，主査，副主査及び主事（企画に関する事務を行う者に限る。）
	選挙管理委員会事務局	局長及び次長
	監査委員事務局	局長，次長及び次長補佐
	人事委員会事務局	局長，次長，次長補佐，主幹並びに企画に関する事務を行う主査，副主査及び主事
	農業委員会事務局	局長及び次長
区役所及び区役所の機関	区役所	区長，副区長，課長，課長補佐及び課に置かれる室の長 区役所の副参事 地域総務課の企画担当，総務担当及び管理財務担当の主幹及び市長が特に命じた主査 地域課の企画担当の主幹及び市長が特に命じた主査 総務課の総務担当及び管理財務担当の主幹及び市長が特に命じた主査
	福祉事務所	所長，課長及び課長補佐
	出張所	所長
	連絡所	主任
	北区郷土博物館	館長
	市民会館	館長
	新津地域学園	所長
	文化会館	館長
	潟東ゆう学館	館長
	中之口先人館	館長
	地域保健福祉センター	所長
	保育園	園長
	認定こども園	園長
機関（区役所の機関を除く。）	潟環境研究所	事務局長
	東京事務所	所長及び副所長
	消費生活センター	所長
	パスポートセンター	所長

美術館	館長及び副館長
文化財センター	所長
清掃事務所	所長
清掃センター	所長
白根環境事業所	所長
新津クリーンセンター	所長
処分地管理事務所	所長
明生園	園長
めいせいデイサポートセンター	所長
身体障がい者更生相談所	所長，副所長及び所長補佐
知的障がい者更生相談所	所長，副所長及び所長補佐
児童発達支援センター	所長及び所長補佐
児童相談所	所長，副所長，所長補佐，課長及び課長補佐
こころの健康センター	所長及び所長補佐
保健所	所長，次長，課長及び課長補佐
動物愛護センター	所長
食品環境センター	所長
食肉衛生検査所	所長及び所長補佐
衛生環境研究所	所長，次長及び次長補佐
航空産業支援センター	所長
中央卸売市場	場長，次長及び次長補佐
農業活性化研究センター	所長及び所長補佐
G I Sセンター	所長
新潟駅周辺整備事務所	所長，次長及び次長補佐
地域土木事務所	所長及び所長補佐
地域下水道事務所	所長及び所長補佐
下水道分室	室長
南下水道推進室	室長
下水道管理センター	所長，課長及び課長補佐
市税事務所	所長，課長及び課長補佐
税務センター	所長
資産税分室	室長
幼稚園	園長及び教頭
小学校	校長及び教頭
中学校	校長及び教頭
高等学校	校長，教頭及び事務長
中等教育学校	校長，教頭及び事務長
特別支援学校	校長及び教頭

	生涯学習センター	所長及び所長補佐
	中央公民館	館長及び館長補佐
	地区公民館	館長
	中央図書館	館長及び館長補佐
	図書館(中央図書館を除く。)	館長
	総合教育センター	所長及び所長補佐
	教育相談センター	所長
	教育支援センター	所長
	学校給食センター	所長
	特別支援教育サポートセンター	所長

11 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された下記の分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされています。

(1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況

本市の事業所又は事務所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかは、本委員会と新潟労働局とが協議して決定します。

この区分状況は、次のとおりです。

(平成30年4月1日現在)

① 人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業所

号別区分	任命権者	事業所の名称
第12号 教育・研究 究業	市長	美術館・新津美術館・文化財センター・衛生環境研究所・農業活性化研究センター・北区郷土博物館・中之口先人館
	教育委員会	図書館・地区図書館・総合教育センター・教育相談センター・特別支援教育サポートセンター・中央公民館・地区公民館・生涯学習センター・小学校(給食場を除く)・中学校(給食場を除く)・高等学校・中等教育学校・幼稚園(給食場を除く)・特別支援学校(給食場を除く)
別表第1 の各号に 属さない 事業	市長	市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所・食肉衛生検査所・中央卸売市場・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務所・地域下水道事務所・下水道管理センター・区役所・出張所・連絡所・万代市民会館・西新潟市民会館・黒崎市民会館・新津地域学園・潟東ゆう学館・巻文化会館

	消防長	消防局・消防署・出張所
	議会議長	議会事務局
	教育委員会	教育委員会事務局・教育支援センター
	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
	人事委員会	人事委員会事務局
	代表監査委員	監査委員事務局
	農業委員会	中央農業委員会事務局・区農業委員会事務局

②労働基準監督署が職権を行使する事業所

号別区分	任命権者	事業所の名称
第1号 製造・加工業	教育委員会	新潟市立学校給食場・給食センター
第13号 保健・衛生業	市長	児童発達支援センター・明生園・めいせいデイサポートセンター・こころの健康センター・保健所・食品環境センター・地域保健福祉センター・保育園・認定こども園
第15号 焼却・清掃業		清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・白根環境事業所・新津クリーンセンター

(2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成29年度に職権を行使した事項は次のとおりです。

項目		件数
労働基準法	時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理	38
	解雇予告除外認定	1
労働安全衛生法	総括安全衛生管理者選任報告の受理	4
	安全管理者選任報告の受理	1
	衛生管理者選任報告の受理	10
	産業医選任報告の受理	3
	一般定期健康診断結果報告書の受理	24
	特殊定期健康診断結果報告書の受理	17
	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書の受理	27
	労働者死傷病報告の受理	7

12 人事委員会規則等の制定・改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

平成 29 年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

(1) 規則

番 号	公布年月日	名 称	制定・改廃の概要
平成 29 年 第 12 号	H29. 4. 7	新潟市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法第 61 条の罰則に係る規定の改正に伴い証人呼出状の注意書きを改正
平成 29 年 第 13 号	H29. 4. 10	平成 29 年 4 月の組織改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則	平成 29 年 4 月 1 日付組織改正に伴う改正
平成 29 年 第 14 号	H29. 9. 28	新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	平成 30 年 1 月 1 日昇給に係る人事評価の対象期間について経過措置を規定
平成 29 年 第 15 号	H29. 11. 30	新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、昇格時号俸対応表を改正
平成 29 年 第 16 号	H29. 11. 30	新潟市職員の平成 26 年改正条例による俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、給与制度の総合的見直しに係る経過措置額の算定基礎額等を改正
平成 29 年 第 17 号	H29. 11. 30	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行により、平成 29 年 12 月期以降の勤勉手当の支給割合が改正されることに伴い、勤勉手当の成績率を改正
平成 29 年 第 18 号	H29. 11. 30	新潟市職員の平成 29 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則	4 月からの公民較差を年間でみて解消することとした 12 月の期末手当における特例措置（年間調整）に伴う人事委員会規則で定める事項を規定
平成 30 年 第 1 号	H30. 3. 29	新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行（昇給制度の見直し）に伴い、昇給号俸数表を改正。合わせて、昇格制度の見直しに伴い、昇格時号俸対応表を改正

平成 30 年 第 2 号	H30. 3. 29	新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則	学校教育法施行規則第 140 条の改正により、高等学校及び中等教育学校において通級指導が行えるようになったことに伴い、俸給の調整を行う職員の職等を定めた別表を改正
平成 30 年 第 3 号	H30. 3. 29	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行により、平成 30 年 4 月以降の勤勉手当の支給割合が改正されることに伴い、勤勉手当の成績率を改正

平成 29 年度

人 事 委 員 会 年 報

平成 30 年 9 月発行

新 潟 市 人 事 委 員 会 事 務 局

〒951-8068 新潟市中央区上大川前通 8 番町 1260 番地 1

(市役所上大川前庁舎 1 階)

任用・審査担当 TEL : 025-226-3515 (直通)

調査担当 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX : 025-228-3999